



(裏)

危険物調書								
事業内容					敷地面積			
建築物の延べ面積			貯蔵場の延べ面積			処理場の延べ面積		
	危険物の種類等				危険物の貯蔵量及び処理量			
	種類	類別・品別	性質	用途	最大貯蔵量	係数	最大処理量	係数
地上								
地下								
危険物の貯蔵・処理方法その他の参考となる事項								

- 注1 工作物の場合は、「建築主」を「築造主」と、「建築位置」を「築造位置」と、「建築面積」を「築造面積」と読み替えて記入すること。
- 2 「業種」の欄には、工場業態が分かるように記入すること。
- 3 「原料名」の欄には、工場に搬入する原料の品名を記入すること。
- 4 「作業方法」の欄には、原料から製品に至るまでの作業の流れの図解を記入すること。(機械の種類、原料名、製品等を付記すること。)
- 5 「危険物の種類等」の欄には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第116条第1項の表、消防法(昭和23年法律第186号)別表及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる名称を記入すること。
- 6 「危険物の貯蔵量及び処理量」の「係数」の欄には、準住居地域、商業地域又は準工業地域内に建築又は築造する場合に限り、政令第130条の9第1項の表の用途地域の欄に定める数量を1として、それに対する比を記入すること。
- 7 単位、メートル法によること。

(用紙寸法 日本産業規格A4)